

平成31年4月1日から重大な消防法令違反対象物を公表します！

違反対象物の公表制度

建物を利用する人の安全・安心のため、重大な消防法令違反の建物をホームページで確認できる制度です。

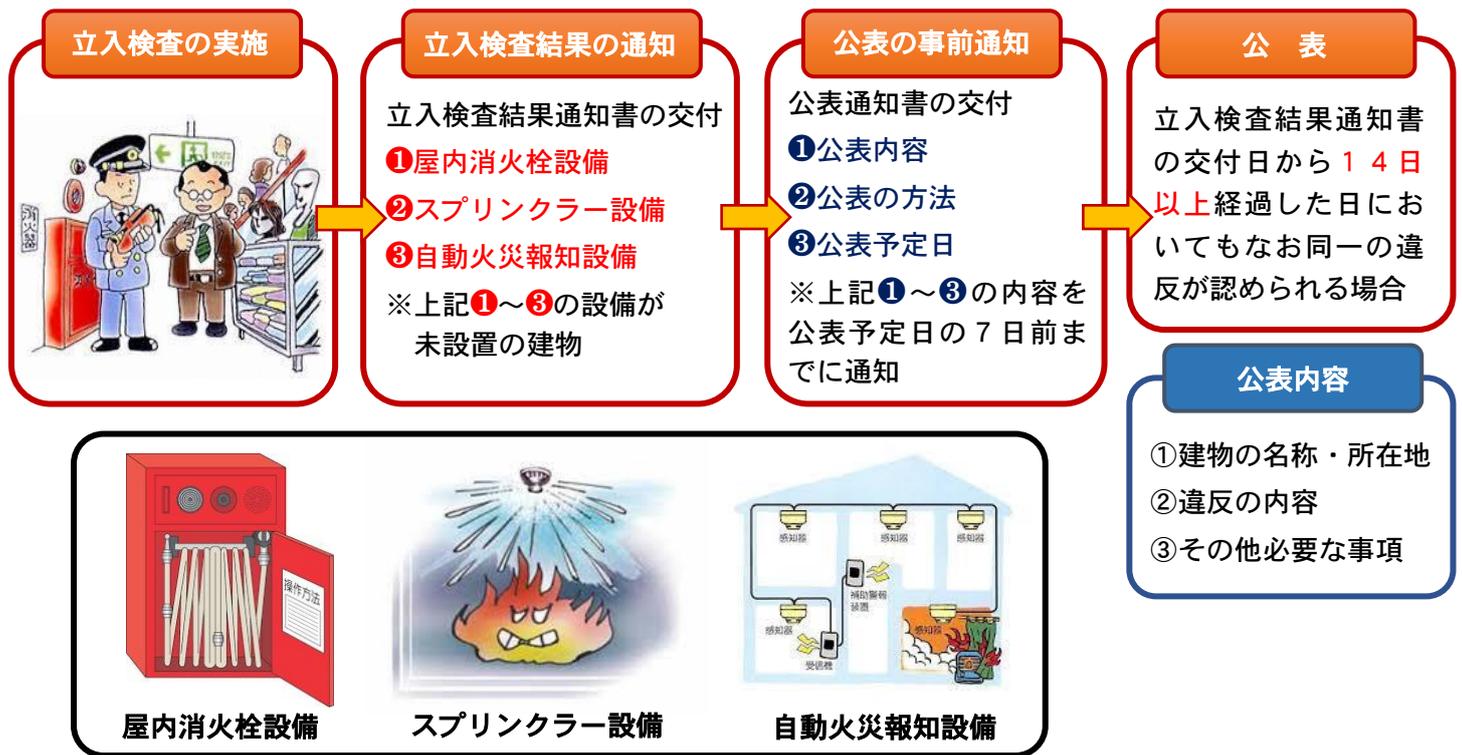
島原広域消防本部

検索



【違反対象物の公表制度】とは？

飲食店、物品販売店、旅館、ホテルなどの不特定多数の人が利用する建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい人が利用する建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかの設備が未設置であるものに限る）のある建物を確認した場合に、これらの情報を島原広域消防本部のホームページに掲載する制度です。



【建物関係者のみなさまへ】

重大な消防法令違反の大半が無届けの増築・接続・用途変更によるものです。建物の増改築、用途変更等を行う場合は、事前に消防本部予防課へ相談してください。

＜お問い合わせ先＞

島原地域広域市町村圏組合消防本部
予防課 TEL 0957-62-5857